

## アンティグア・バーブーダの入国規制措置（3月25日再更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 3月26日24時より2週間、VCバード国際空港（ANU）における、北米及び欧州から出発する商用機の受け入れを停止する。
- 2 同空港における、アンギラ、バーブーダ島、モンセラットとの間の商用機の離発着、及び、カリブ域内のLIAT航空、貨物機、私用機の離発着は認める。
- 3 同27日以降は、北米及び欧州から出発する商用機は、自国民の帰還目的に限り、乗り入れを認める。（同空港へは乗客のない機体の乗り入れとなる。）
- 4 3月19日から実施の規制は継続する。（過去28日以内に、中国、イタリア、イラン、日本、韓国、シンガポール、フランス、ドイツに渡航した外国人（乗客、乗員を含む）の入国を拒否する。）

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

**【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館**

電話：（国番号 1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。